

平成20年(行コ)第347号 損害賠償等請求事件

控訴人 脇本 征男 外

被控訴人 国



上 申 書

平成21年10月9日

東京高等裁判所第20民事部 御 中

控訴訴訟原告団 団長

脇 本 征 男

控訴訴訟代理人弁護士

川 上 詩 朗



頭書事件に関して、全国的に本件訴訟を支援する動きが広まっており、訴訟支援署名も21,151筆に達しました。これらはいずれも、歯科技工海外委託問題について裁判所が公正な判断をし、それを機に日本政府が国民の安全な歯科治療の実現のために、この問題の全面的な解決に向けて取組を行うことを強く期待しています。

民主党は、先の総選挙の「政策インデックス2009」の「医療政策<詳細版>」において、「歯科技工物(義歯)については、安価な輸入品の増加等により、品質管理体制を見直す必要が生じています。歯科技工物(義歯)のトレーサビリティの基準を定めるとともに、高い技能を持つ歯科技工士の評価等、技術料や歯科基本料の見直しを検討します。」と述べています。このように、歯科技工海外委託問題の解決の必要性を掲げる民主党を中心とする新政権下で、歯科技工海外委託問題に関する初の判断となる本件訴訟の判決は、全国的にも注目され期待されています。

貴裁判所におかれましては、歯科技工海外委託問題の実態にまで踏み込んだ公正な判断を行って頂くよう、上記訴訟支援署名を添えて上申致します。

以上